

第十号

徳島県土地利用審査会条例の一部改正について

徳島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

徳島県土地利用審査会条例（昭和四十九年徳島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審査会は、委員七人で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により国土利用計画法の一部が改正されたことに伴い、徳島県土地利用審査会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。